

# 入間市意思疎通支援者派遣事業

意思疎通支援者派遣事業は、聴覚に障がいがある方の意思疎通手段を確保するために手話通訳者または要約筆記者を派遣する制度です。手話通訳者・要約筆記者を派遣することによって、聴覚障害者等の福祉の向上に寄与することを目的としています。

## 手話通訳

「手話通訳」とは、耳の聞こえない方の手話を音声言語に換え、聞こえる方の音声言語を手話に換えることです。「手話通訳者」がお互いの意思疎通を図ることができるよう通訳します。

## 要約筆記

「要約筆記」とは、耳の聞こえにくい方への文字通訳です。「要約筆記者」が、話し手の意図が伝わるように、その場で話の流れに追いつきながら文字にして伝えます。

## 申し込み方法

入間市意思疎通支援者派遣事務所まで連絡してください。

メール



syuwa-iruma@docomo.ne.jp

ライン



FAX 04-2964-1140

電話 04-2964-1161

派遣事務所窓口へ直接

- ◆入間市認定手話通訳者／要約筆記者を派遣します。
- ◆派遣費用は無料です。
- ◆早めにお申し込みください。
- ◆秘密を守ります。

記入例

1. 名前 いるま たろう
2. 住所 入間市〇〇町
3. FAX 2900-0000  
TEL 2900-0000
4. 日時  
〇月〇日（〇曜日）  
午後1時～3時ごろまで
5. 場所  
〇〇〇病院
6. 内容  
内科検診

### 入間市手話言語条例 令和3年4月1日施行

手話はかけがえのない一つの言語です。手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる地域社会を築くために制定されました。

令和3年4月1日移転

入間市意思疎通支援者派遣事務所  
〒358-0007 入間市黒須2-3-13  
社会福祉協議会黒須事業所内

TEL : 04-2964-1161  
FAX : 04-2964-1140  
携 帯 : 090-4939-1666